

【研究ノート：依頼原稿】

## 刑事司法におけるエビデンスの活用：非行の予防・処遇を中心として

津富 宏

静岡県立大学

tsutomi@u-shizuoka-ken.ac.jp

### 要 約

刑事司法分野、とりわけ、非行の予防・処遇については、RCT（ランダム化比較試験）や擬似実験、それらに基づくSR（系統的レビュー）が行われ、エビデンスが蓄積されてきた。そこで課題となるのが、蓄積されたエビデンスをいかに活用するかである。本稿では、アメリカ合衆国において、非行の予防・処遇に係るエビデンスの活用のために提示されている2つの手法 - 〔手法1：特定のプログラムについてRCTやSRによって効果検証を行って有効性を判定し、無効な（あるいは有害な）プログラムを実務から退却させる一方、有効なプログラムの定着を図るという手法〕及び〔手法2：非行予防・処遇全般に関するSRを行い、「有効なプログラム」に関する原則を抽出し、この原則を踏まえたサービスを提供するという手法〕 - について概観しつつ、エビデンスをわが国のコンテキストに適用するという観点からいずれの手法が適しているかを検討した。その結果、手法2については、プログラムの頑健さを要求しない、わが国の実務を否定するのではなく改善する形で利用できるという利点があり、よって、わが国においてはエビデンスの活用を行うには、手法2によることが現実的であると結論する。

### キーワード

エビデンスの活用、刑事司法、非行、RCT（ランダム化比較試験）、SR（系統的レビュー）

#### 1. はじめに

刑事司法分野、とりわけ、非行の予防・処遇については、RCT（randomized controlled trial：ランダム化比較試験）や擬似実験、それらに基づくSR（systematic review：系統的レビュー）が行われ、エビデンスが蓄積されてきた<sup>1</sup>。そこで課題となってきたのは、「エビデンスをいかに実務に活用するか」である。本稿では、この問いへの解答を求めるための模索が続く、アメリカ合衆国の

状況を紹介し、わが国への意義を検討したい。

非行の予防と処遇に関するエビデンスを活用する手法には二つある。一つは、特定のプログラムについてRCTやSRによって効果検証を行って有効性を判定し、無効な（あるいは有害な）プログラムを実務から退却させる一方、有効なプログラムの定着を図るという手法である。もう一つは、特定のプログラムについてRCTやSRを行うのではなく、非行予防・処遇全般に関するSRを行い、「有効なプログラム」に関する原則を抽出し、こ

の原則を踏まえたサービスを提供するという手法である。

アメリカ合衆国を見ると、前者の手法に基づいたエビデンス活用は急速に進展している一方、後者の手法は提案されてはいるものの実務上の応用はこれからという状況である。しかし、筆者は、欧米において蓄積されたエビデンスをわが国のコンテキストに適用するという観点からは、むしろ、後者の手法が有効であると考えられる。以下、この二つの手法について概観する。

## 2. 手法1：特定のプログラムの放棄・普及によるエビデンス活用

国際的な取組みであるキャンベル共同計画<sup>2</sup>を始めとして、英語を媒体とし、非行の予防・処遇に関するエビデンスを提供しているウェブサイトは少なくない。筆者が青少年暴力に関するエビデンスを提供しているウェブサイトをレビューした際には、23のウェブサイトが見出された（津富2005）。

この種のウェブサイトを代表するウェブサイトとして、司法省の少年司法非行防止局（OJJDP: Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention）などの支援を受け、コロラド大学暴力予防研究センター（CSPV: Center for the Study and Prevention of Violence）が運営する、Blueprints for Violence Prevention（以下、Blueprintsという。）<sup>3</sup>がある。

Blueprints for Violence Preventionは、有効な暴力防止プログラムをModelプログラムとして同定し、かつ、これらModelプログラムを実施しようという主体に研修と技術的支援を行うことを目的としている。Modelプログラムとして現在認定されているのは、強力な研究デザイン（RCTないしマッチング統制を用いた擬似実験）を用いている、暴力、非行、薬物乱用のいずれかをアウトカムとする、最低1年間にわたり効果が持続する、最低一か所において追試されるという条件を満たした、11件のプログラムである。アメリカにおいては、処遇プログラムは開発者によって登録商標化され、その利用は有償であることが多い

が、これら11件はいずれもこうしたプログラムである<sup>4</sup>。

こうしたウェブサイトが情報を提供したからといって、直ちに実務が影響を受けるわけではない。そこで、どのようなメカニズムによって、エビデンスが実務に反映されるかを、無効な（あるいは有害な）プログラムの放棄、有効なプログラムの定着の順に見ていこう。

### （1）無効な（あるいは有害な）プログラムの放棄

刑事司法に関するプログラムは信念に基づいていることが多く、否定的なエビデンスが提供された<sup>5</sup>プログラム<sup>6</sup>であっても、放棄されることは滅多にない。しかし、否定的なエビデンスが活用され、プログラムが放棄される事例もある。そのもっとも代表的な事例が、学校における薬物防止教育の中核であるD.A.R.E. (Drug Abuse Resistance Education)である。D.A.R.E.は、1980年代初めにロサンゼルスで始まった、制服の警察官が学校に来て小学校5年・6年生を対象に、毎週1コマ、1学期間、薬物教育を行うというプログラムである。1999年の時点では、全米の学区のおよそ80%が利用していた（Petrosino 2005, Figure 1.）。

D.A.R.E.の効果検証は、1990年代に始まり、メタ・アナリシス（Ennett et al. 1994）、一次研究（たとえば、Rosenbaum et al. 1995）のいずれもが、その効果に疑問を呈した。しかしながら、こうしたエビデンスが直ちにD.A.R.E.の隆盛に影響することはなく、むしろ、1990年代を通じてD.A.R.E.を採用する学校は増え続けた。

この動きにストップがかかったのは、連邦教育省のOffice of Safe and Drug-Free Schools が2001年に発表した、List of Exemplary or Promising Safe, Disciplined, and Drug-Free School Programs<sup>7</sup>の影響である。このリストは、9件のExemplaryプログラムと33件のPromisingプログラムを掲げたが、D.A.R.E.は含まなかった。このリストがD.A.R.E.の利用に影響を与えたのは、「研究成果に基づいたプログラムを実施する」か、「研究成果に基づかないプログラムを実施する場合には2年以内に有効性を示す」かのいずれかを選択しないと、プログラムに対する連邦予算の配賦を縮小ないし中

止するという「誘導」と併せて提示されたからである。プログラムの効果検証を自力で行う学区はなく、D.A.R.E.が有効であると「信じる」学区も次々とD.A.R.E.から撤退し、他のプログラムへと転換した。つまり、この転換は、各学区が産出した（あるいは少なくとも理解した）エビデンスに基づいて行われたわけではない。各学区は単に、リストから受身的にプログラムを選んだのである。つまり、より上位の行政レベルの誘導によるエビデンスに基づく行政は、ローカルなエビデンス理解を経由せず、シンプルな「オン」と「オフ」のメカニズムを提供した（Weiss et al. 2005）。

D.A.R.E.に関するエビデンスが実務に影響を与えた第二のルートは、メディアを通じてである（Petrosino 2005）。D.A.R.E.が無効であることを人々が知ったのは、New Republic, Rolling Stone, New York Times, Boston Globe, U.S. News and World Report, Newsweekといった活字メディア、Dateline, 20/20といった放送メディアが、D.A.R.E.が無効であることや、ソルトレイクシティやミネアポリスといった大都市がD.A.R.E.を放棄したことを報道したことによる。D.A.R.E.を自発的に放棄し他のプログラムにスイッチした学区の実務家は、いずれもメディアから『研究』に基づくエビデンスを入手していた（Weiss et al. 2005）。

D.A.R.E.の事例は、プログラムの放棄に当たりエビデンスが活用されるメカニズムにおいては、エビデンスのローカルな産出や理解が鍵となるわけではなく、むしろ、より上位の行政レベルからの「誘導」やメディアの影響が重要であることを示唆している。

## （2）有効なプログラムの普及

プログラムの放棄とプログラムの普及は表裏一体の関係にあり、行政的誘導が有効であることに変わりはない<sup>8</sup>。しかし、放棄と普及は2点において異なっている。第1点は、普及は、放棄と異なり、新たな予算措置を必要とすること、第2点は、プログラムが普及すべきコンテキストにおいても有効であるかどうかは、そのコンテキストにおける実施条件にかかっていることである。いずれの

点においても、先駆的な取組みを行っているのは、ワシントン州議会の外部研究機関である、ワシントン州公共政策研究所（WSIPP: Washington State Institute for Public Policy）<sup>9</sup>である。WSIPPは、刑事司法分野における研究を通じて、有効なプログラムの普及を図ってきた。

第1点であるが、WSIPPは、犯罪減少プログラムの費用便益分析<sup>10</sup>（Aos et. al 2001<sup>11</sup>; Aos et al. 2004<sup>12</sup>）を行い、これをもとに議会・行政を説得するノウハウを積み上げてきた。WSIPPの研究者Aos（2005）は、政府はサービスの購入者であるから、研究者はエビデンス（＝商品）の生産ではなく消費に目を向けなければならないと主張し、商品を買ってもらうためには、次の3点が重要だと指摘している。

売り込んでくれる人。私心のない、鍵となる議員を一人か二人確保する。政治では、何を伝えるかより誰が伝えるかのほうが大事である。

売り込むタイミング。メディアの見出し記事とタイミングを合わせる。

セールストーク。経済的な観点（費用と便益）をきちんと示し、プログラムを導入する提案は無効なプログラムをカットする提案とセットとするのがよい。

このように、WSIPPの真骨頂は、ローカル・ポリティックスをいかに説得するかというノウハウにある。で強調される経済的な観点を担うのが、費用便益分析である。Aos et al.（2004）は、61件の非行の予防・処遇プログラムの費用便益分析を行い、うち38件について便益が費用を上回ることを見出し、十分に納税者の期待に応えうるプログラムがある<sup>13</sup>と結論付け、州議会及び州知事に対し、次の2点を提言している。

行政的誘導：研究によって有効であることが示されているプログラムに予算を配賦し、同時に、研究によって無効であることが示されているプログラムを廃止すること（そして、そのプログラムに充てられていた予算を有効なプログラムに振り替えること）。また、地方の行政体（市、郡など）が、研究に裏付けられたプログラムを優先的に実施するようなインセンティブを設けること

エビデンスの実践： 研究によって有効であることが示されているプログラムであっても、実施上の十分な品質管理がなければ、現場で有効であるとは限らないこと

が、先ほど指摘した、第2点に当たる。WSIPPIは、Blueprintsで取り上げられたFunctional Family Therapy (FFT) などのプログラムを州規模で追試を行っているが、その結果、Barnoski (2004) は、職務能力を備えた担当者が実施するか否かで、プログラムの効果が異なることを見出した。たとえば、FFTは、職務能力を備えた担当者が実施した場合、重罪再犯を38%減少させたが、備えていない担当者が実施した場合、16%増加させた。費用便益分析に換算すると、前者は1ドルの投資あたり10.69ドルの利益、後者は4.18ドルの損失であった。WSIPPではこの研究の予備的知見 (Barnoski 2002a; 2002b) に基づき、処遇の実施の質、及び担当者の質を担保し、再犯率・プログラム修了率・再犯リスク要因を測定することによりプロセス管理を行うための基準 (Barnoski et al. 2003) を策定した。

プログラム実施の質が重要だというこの知見は、Petrosino and Soydan (2005) によっても確認されている。彼らは、1945年から1993年にかけて公表された、個人を介入単位とし、犯罪行動をアウトカムとする、RCTないし擬似RCT (交替での割付) を300件見出し、(19件を情報不足として除外して) 281件をサンプルとするメタ・アナリシスを行った。その結果、サンプルすべてを統合した効果値は「.10」であるが、プログラム開発者自身が評価者である場合には効果値が「.47」と大きいことを見出した。この結果は、処遇がモデルどおりに行われることの重要性、すなわち、処遇の忠実さ (fidelity) の重要性を示していると解釈できる<sup>14, 15</sup>。

以上、プログラムの普及に当たりエビデンスが活用されるメカニズムにおいては、(政策決定者に対しては) 費用便益分析による経済的な根拠をもった説得、(実務家に対しては) プロセス管理による処遇の忠実度の確保が鍵となることが明らかとなった。

さて、処遇の忠実さがこれほどまでに処遇効果に大きな差を及ぼすとすると、従来、Best Practiceといわれてきたプログラムの、実施コンテキストを超えた頑健性<sup>16</sup>に疑問を呈さざるを得ない。そこで、有用なのが手法2によるエビデンスの活用である。

### 3. 手法2：「有効なプログラム」に関する原則の適用によるエビデンスの活用

特定のプログラムについてRCTやSRを行うのではなく、非行の予防・処遇全般についてSR、とりわけ、メタ回帰分析を行うことで、一般的にどのようなプログラムが有効かという原則を抽出することができる。Howell and Lipsey (2004) は、これまで実施されたSR (例えば、Lipsey 1992; Lipsey and Wilson 1998) に従い、プログラムの有効さは、主たるサービス、従たるサービス、サービスの密度・期間など実施上の要素、対象者とのマッチングの4つの要素によって決まり、これらの要素について有効な内容を提供できれば、そのプログラムの再犯率を最小化することができると予測する。例えば、(非行予防プログラムとして) 親の訓練・カウンセリング、対人関係訓練、個人別学習支援、(審判命令として) 家族カウンセリング、個人別学習支援、メンタリング、行動マネジメント、ライフ・スキル、密接な監督、認知行動療法、15週間以上にわたって31日間以上のプログラム提供、ハイリスクの年少の少年といった内容である (Lipsey 2003)。HowellとLipseyは、こうした要素を組み合わせることで、プログラムの有効さを評定するためのツールである、Standardized Program Evaluation Protocol (SPEP) を提案している。表1に、SPEPに基づき、主たるサービスを家族カウンセリングとした場合の、評定用フォームを示した。

このフォームは、プログラムの設計図としても、また、自らの実施しているプログラムの採点表としても用いることができる。SPEPの得点は、再犯率の予測と表裏一体の関係になっている。つまり、得点上がるほど、予測される再犯率が下がる仕掛けとなっている。つまり、SPEPに基づい

表1 「有効なプログラム」の原則に基づくプログラムの有効さの評定

審判命令によるプログラム		60点
主たるサービス： 家族療法		
従たるサービス 親の訓練 10点 個人カウンセリング 2点 なし 0点	薬物/アルコールカウンセリング 6点 メンタリング 4点	<input type="checkbox"/>
サービスの期間 なし 0点 67% 6点	33% 3点 100% 9点	<input type="checkbox"/>
直接的なサービス提供の日数 なし 0点 67% 8点	33% 4点 100% 12点	<input type="checkbox"/>
過半数の少年のリスクレベル 低リスク 2点 高リスク 4点		<input type="checkbox"/>
少年の年齢 14歳以下 5点 15歳以上 2点		<input type="checkbox"/>
合計点		<input type="checkbox"/>

(出所) Howell and Lipsey (2004) Figure 2

表2 「有効なプログラム」の原則に基づく再犯率の予測

審判命令によるプログラム		再犯率
条件		
プログラムに参加していない少年の再犯率 (統制群の追跡6ヵ月後の値)		.40
平均的なプログラムに参加している少年の再犯率		.34
平均以上の主たるサービスを受けた少年の再犯率		.32
平均以上の主たるサービスと最良の従たるサービスを受けた少年の再犯率		.28
平均以上の主たるサービスと最良の従たるサービスを、最良の実施条件 (実施期間及び接触日数) で受けた少年の再犯率		.24
平均以上の主たるサービスと最良の従たるサービスを、最良の実施条件 (実施期間及び接触日数) で、対象者適性 (リスク及び年齢) がマッチした少年が受けたときの再犯率		.21

(出所) Howell and Lipsey (2004) Table 1

てプログラムを設計すれば、より低い再犯率が予測できる。手法2に従えば、特定のBest Practiceに対する厳密な忠実さを求められることはない。むしろ、大きな意味での原則に従っている限りにお

いて、非行の予防・処遇プログラムは、一定の再犯率の減少をもたらすことが統計的に予測できるのである。

表2は、 から の要素を適切に組み合わせるこ

とによって予測される、再犯率がどんどん下がっていくことを示している。つまり、表2は、表1において得点の高いプログラムを設計すればするほど、予測される再犯率が低くなることを示したものであるといえる。

Best Practiceといわれるプログラムも、ひとつだけの要素で出来上がっているわけではなく、複数の要素の組み合わせである。手法2は、プログラムの有効さの「素」<sup>もと</sup>を四つの要素にいったん分解して組み立てなおそうという発想であり、予防・処遇プログラム提供者に、自らが提供しているプログラムがどのように有効である(ない)かを本質的に理解させるという機能をもっている。HowellとLipseyは、SPEPに基づく少年司法サービスの改善を、ノースカロライナ州で展開中である<sup>17</sup>。

#### 4. おわりに

海外で産出されたエビデンスを、わが国のコンテキストで活用しようというとき、いずれの手法がより有用であろうか。手法1は、Best Practiceの細部にいたるまでの再現を求める。現時点までの研究成果を見ると、プログラムは実施コンテキストに対して頑健ではなく、その効果は、実施の忠実さに大きく依存している。海外で開発されたプログラムを、コンテキストの大きく異なるわが国において忠実に実施し、効果を挙げることは可能なのだろうか。しかも、Best Practiceはいずれも有償のパッケージプログラムであるため、これをわが国に導入するためには、新たな予算措置を講じなければならない、費用負担の問題が大きい。

一方、手法2は、SRで見出された一般的な原則に基づいて、サービスを構築するという考えに立っているため、手法1のようにプログラムの頑健さを要求しない。また、SPEPは、現行のプログラムの評定を出発点にしてその改善を図る仕組みであって、新たなプログラムの導入を要求するわけではないから、直ちにわが国の実務を直ちに否定しない。

以上、二つの手法を比較すると、わが国においては、手法2に立ってエビデンス活用を図ること

が現実的であると考えられる。

女児の殺人など、悲惨な事件が大きく報道されるたびに、わが国のメディアでは、海外の犯罪対策の安易な「導入」が提唱されがちである。現時点において、RCTやSRの実践を欠いているわが国は、エビデンスの「輸入国」として、エビデンス産出よりも、むしろ、エビデンス活用の手法についての議論を深める必要がある。

#### 注記

- 1 たとえば、最低50単位が実験群あるいは統制群に割り付けられた、犯罪をアウトカムとしている、英語で発表されたRCTは、1957年から1981年の間に35件、1982年から2004年の間に83件あることが報告されている (Farrington 1983; Farrington and Welsh 2005)。また、Petrosino and Soydan (2005) は、犯罪行動をアウトカムとする、メタ・アナリシスが50件あることを報告している。
- 2 現時点で、完了し公表されたSRが2件 (Scared Straight 及びブートキャンプ)、完了し審査中のSRが12件、プロトコルが承認されたSRが7件、プロトコルが審査中のSRが11件、タイトルのみ承認されたSRが9件である (CCJG Steering Group 2005)。ブートキャンプとは、矯正施設を、新兵訓練所に模して運営することにより、更生を図るという処遇である。
- 3 <http://www.colorado.edu/cspv/blueprints/>
- 4 処遇プログラムを登録商標化する流れは、心理療法の商業化に淵源を持つ。
- 5 社会政策に関するエビデンス提供するウェブサイトには、エビデンス提供の仕方を見ると、2種類ある。一つは、効果検証の結果を、プログラムが有効であるか無効であるかにかかわらず報告するウェブサイト、もう一つは、有効なプログラムのみをリスト化し、推奨するウェブサイトである。前者は、無効な(あるいは有害な)プログラムを明示的に示すことにより、後者は、無効な(あるいは有害な)プログラムを推奨リストから外すことにより、無効な(あるいは有害な)プログラムを実務から排除することを狙っている。
- 6 たとえば、Scared Straight (エビデンスは、Petrosino et al. 2003) は有害、ブートキャンプ (エビデンスは、

Wilson et al. 2005) は無効と、否定的エビデンスが示されたにもかかわらず放棄される気配がない。

- 7 <http://www.ed.gov/admins/lead/safety/exemplary01/exemplary01.pdf>
- 8 先述した、教育省と同様の取組みは、司法省においても行われている。同省のOJJDPはすべてのプログラムにロジック・モデルを導入し、アウトプットの業績指標としてBest Practiceモデルを用いているかどうかを含めている。  
Best Practiceは研究及び評価によって少年非行を防止・抑止する効果があると認められた対策及びプログラム。Best Practiceモデルは狙いとするアウトカムを達成することが、厳密な評価及び追試によって示されたプログラム・モデルを含む。モデルプログラムについての情報は、OJJDPのModel Programs Guide、CSPVのBlueprints、健康福祉省薬物乱用・精神衛生管理局 (SAMHSA: Substance Abuse and Mental Health Service Administration) の Model Programs、各州のモデルプログラムに関する情報源などから得られる」と定義されている。ロジックモデルは、OJJDPのすべての助成プログラムを対象とするため、大きな影響を与えるものと思われる。
- 9 <http://www.wsipp.wa.gov/>
- 10 刑事司法における費用便益分析において困難なのは、便益の算出 (犯罪のもたらす費用の算出) である。この分野の研究は、Cohenが研究を集大成 (Cohen 2005) したほか、医療経済学を応用した論考 (例えば、Dolan et al. 2005) も現れ、活況を呈している。2002年には、コクラン共同計画とキャンベル共同計画のジョイントの経済学方法論グループ (Campbell & Cochrane Economics Methods Group <http://www.c-cemg.org/>) が結成されている。
- 11 <http://www.wsipp.wa.gov/rptfiles/costbenefit.pdf>
- 12 <http://www.wsipp.wa.gov/rptfiles/04-07-3901.pdf> (本文) <http://www.wsipp.wa.gov/rptfiles/04-07-3901a.pdf> (補遺A) <http://www.wsipp.wa.gov/rptfiles/04-07-3901b.pdf> (補遺B)
- 13 例えば、最も有効とされているのは、Dialectical Behavior Therapyという認知行動療法であり、少年一人当たり、便益が32807ドル、費用が843ドルで、差し引き31243ドルの利益があると試算されている。
- 14 もちろん、評価者自身の利害の意識的・無意識的な

利害の反映の結果としても解釈することができる。

- 15 CSPVはModelプログラムの普及を目指し、Blueprints Conference 2006 (<http://www.blueprintsconference.com/>) を2006年5月に開催する。このカンファレンスでもプログラムを忠実に実施するための工夫が一つの中核的なテーマである。
- 16 例えば、Curtis et al. (2004) の、Multisystemic Therapyに関するメタ・アナリシスでは、プログラム開発者が担当者の研修とモニタリングに主体的に取組み、かつ、担当者が博士課程の学生だった場合と、プログラム開発者が研修とモニタリングに主体的に取り組み、かつ、担当者が修士課程の学生だった場合を比較して、前者では効果値が「.81」、後者では「.28」と大きな差があることを報告しているが、この結果も、忠実さの違いを反映しているように思われる。最近発表された、Multisystemic Therapyのメタ・アナリシス (Littell et al. 2005) において効果が見出されなかったのも、プログラムが普及するにつれ、忠実度が担保できなくなった結果だと解釈することもできる。
- 17 <http://www.ncdjjdp.org/jcpc/evaluation.html>

#### 参考文献

- Aos, S. (2005). Getting what you pay for with evidence-based criminal justice: The role of the state and local government purchaser. Presented at the 57th meetings of the American Society of Criminology.
- Aos, S., Lieb, R., Mayfield, J., Miller, M., and Penucci, A. (2004). *Benefits and Costs of Prevention and Early Intervention Programs for Youth*. Washington State Institute for Public Policy. 2006年2月12日に<http://www.wsipp.wa.gov/pub.asp?docid=04-07-3901>から入手
- Aos, S., Phipps, P., Barnoski, R., and Lieb, R.. (2001). *The Comparative Costs and Benefits of Programs to Reduce Crime, v 4.0*. Washington State Institute for Public Policy. 2006年2月12日に<http://www.wsipp.wa.gov/pub.asp?docid=01-05-1201>から入手
- Barnoski, R. (2002a). *Washington State's Implementation of Aggression Replacement Therapy: Preliminary Findings*. Washington State Institute for Public Policy. 2006年2月12日に<http://www.wsipp.wa.gov/pub.asp?docid=02-06-1201>から入手

- Barnoski, R. (2002b). *Washington State's Implementation of Functional Family Therapy for Juvenile Offenders: Preliminary Findings*. Washington State Institute for Public Policy. 2006年2月12日に<http://www.wsipp.wa.gov/pub.asp?docid=02-08-1201>から入手
- Barnoski, R. (2004). *Outcome Evaluation of Washington State's Research-Based Programs for Juvenile Offenders*. Washington State Institute for Public Policy. 2006年2月12日に<http://www.wsipp.wa.gov/pub.asp?docid=04-01-1201>から入手
- Barnoski, R., Aos, S., and Lieb R. 2003. *Recommended quality control standards: Washington State research-based juvenile offender programs*. Washington State Institute for Public Policy. 2006年2月12日に <http://www.wsipp.wa.gov/pub.asp?docid=03-12-1203>から入手
- CCJG Steering Group. (2005). Progress report for Toronto CCJG Steering Group meeting, November 2005. Memorandum.
- Cohen, M. A. (2005). *The Costs of Crime and Justice*. London: Routledge.
- Curtis, N. M., Ronan, K. R., and Borduin, C. M. (2004). Multisystemic treatment: A meta-analysis of alternative education programs. *Crime and Delinquency*, 41, 219-234.
- Dolan, P., Loomes, G., Peasgood, T. and Tsuchiya, A. (2005). Estimating the intangible victim costs of violent crime. *British Journal of Criminology*, 45, 958-976.
- Ennett, S. T., Tobler, N. S., Ringwalt, C. L., and Flewelling, R. (1994). How effective is drug abuse resistance education? A meta-analysis of Project DARE outcome evaluations. *American Journal of Public Health*, 84 (9), 1394-1401.
- Farrington, D. P. (1983). Randomized experiments on crime and justice. In M. Tonry and N. Morris (Eds.), *Crime and Justice, Vol. 4*. Chicago: University of Chicago Press, 257-308.
- Farrington, D. P., and Welsh, B. C. (2005). Randomized experiments in criminology: What have we learned in the last two decades. *Journal of Experimental Criminology*, 1, 9-38.
- Howell, J. C., and Lipsey, M. W. (2004). A practical approach to evaluating and improving juvenile justice programs. *Juvenile and Family Court Journal*, Winter 2004, 35-48.
- Littell J. H., Popa M., and Forsythe, B. (2005). *Multisystemic Therapy for Social, Emotional, and Behavioral Problems in Youth Aged 10-17*. Campbell Collaboration. 2006年 2月 13日 に [http://www.campbellcollaboration.org/doc-pdf/Littell\\_multhe\\_rev.pdf](http://www.campbellcollaboration.org/doc-pdf/Littell_multhe_rev.pdf) から入手
- Lipsey, M. W. (1992). Juvenile delinquency treatment: A meta-analytic inquiry into the variability of effects. In T. D. Cook, H. Cooper, D. S. Cordray, H. Hartman, L. V. Hedges, R. J. Light, et al. (Eds.), *Meta-Analysis for Explanation*. New York: Russell Sage Foundation, 83-127.
- Lipsey, M. W. (2003). Standardized Program Evaluation Protocol development: The evidence base. 2005年12月29日に、<http://www.ncdjdp.org/news/ppt/HowellAreaConferencePresentation.ppt> から入手
- Lipsey, M. W. and Wilson, D. B. (1998). Effective interventions with serious juvenile offenders: A synthesis of research. In R. Loeber and D. P. Farrington (Eds.), *Serious and violent juvenile offenders: Risk factors and successful interventions*. Thousand Oaks, CA: Sage Publications, 313-345.
- Petrosino, A. (2005). 「D.A.R.E. and scientific evidence: a 20 years history」, 『犯罪社会学研究』, 30: 72-88
- Petrosino, A. and Soydan, H. (2005). The impact of program developers as evaluators on criminal recidivism: Results from meta-analyses of experimental and quasi-experimental research. *Journal of Experimental Criminology*, 1, 435-450.
- Petrosino, A., Turpin-Petrosino, C. and Buehler, J. (2003). "Scared Straight" and Other Juvenile Awareness Programs for Preventing Delinquency. Campbell Collaboration Review. 2006年2月13日に<http://www.campbellcollaboration.org/doc-pdf/ssrupdt.pdf> から入手
- Rosenbaum, D. P., Flewelling, R. L., Bailey, C. L., and Wilkinson, D. L. (1994). Cops in the classroom: A longitudinal evaluation of Drug Abuse Resistance Education (D.A.R.E.). *Journal of Research in Crime and Delinquency*, 31, 3-31.
- 津富宏 (2005) 「実務家が、青少年の暴力予防プログラムの高価に関するエビデンスを入手する - ウェブを通じたレビュー成果の提供 - 」, 『保健医療科学』,

54 (2) : 127-134.

Weiss, C. H., Murphy-Graham, E., and Birkeland, S. (2005). An alternate route to policy influence: how evaluations affect D.A.R.E. *American Journal of Evaluation*, 26, 12-30.

Wilson, D. B., MacKenzie, D. L., Mitchell, F. N. (2005).

*Effects of Correctional Boot Camps on Offending*. Campbell Collaboration. 2006年2月12日に[http://www.campbellcollaboration.org/doc-pdf/Wilson\\_bootcamps\\_rev.pdf](http://www.campbellcollaboration.org/doc-pdf/Wilson_bootcamps_rev.pdf) から入手

(2006.2.28受理)

## **Utilization of Evidence in Criminal Justice with a Focus on Prevention and Treatment of Delinquency**

Hiroshi Tsutomi

University of Shizuoka  
tsutomi@u-shizuoka-ken.ac.jp

### **Abstract**

Scientific evidence produced by RCTs ( randomized controlled trials ) and quasi-experiments and SRs ( systematic reviews ) has been accumulated in criminal justice, especially as regards delinquency prevention and treatment. We now face the challenge of how to utilize the evidence so that it can be put into practice. In this article, the author describes two approaches to evidence utilization so far developed in the U.S. and discusses the relative applicability of these approaches to a Japanese context. The first approach is a model program approach which encourages practitioners to discard ineffective and harmful programs and to adopt effective model programs based on the results of RCTs and/or SRs while the second approach is a model principle approach which encourages practitioners to assess and improve their programs in terms of effective program principles derived from SRs. The second approach is preferred as a method of utilizing evidence in Japan firstly because it does not require the robustness of programs across contexts and secondly because it allows us to improve Japanese criminal justice practices without replacing them.

### **Keywords**

utilization of evidence, criminal justice, delinquency,  
RCT ( randomized controlled trial), SR ( Systematic Review)